

熊本県公報

号外 第 41 号
平成 15 年 10 月 17 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○麻薬取締員証規程	（薬 務 課） 1

訓 令

熊本県訓令第 39 号

麻薬取締員

麻薬取締員証規程を次のように定める。
平成 15 年 10 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 54 条第 2 項に規定する麻薬取締員に貸与する麻薬取締員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

(麻薬取締員証)

第 3 条 麻薬取締員証の制式は、別図のとおりとする。

(身分証及び記章の提示)

第 4 条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

(麻薬取締員証の携帯)

第 5 条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、知事が指定した場合を除き、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(届出)

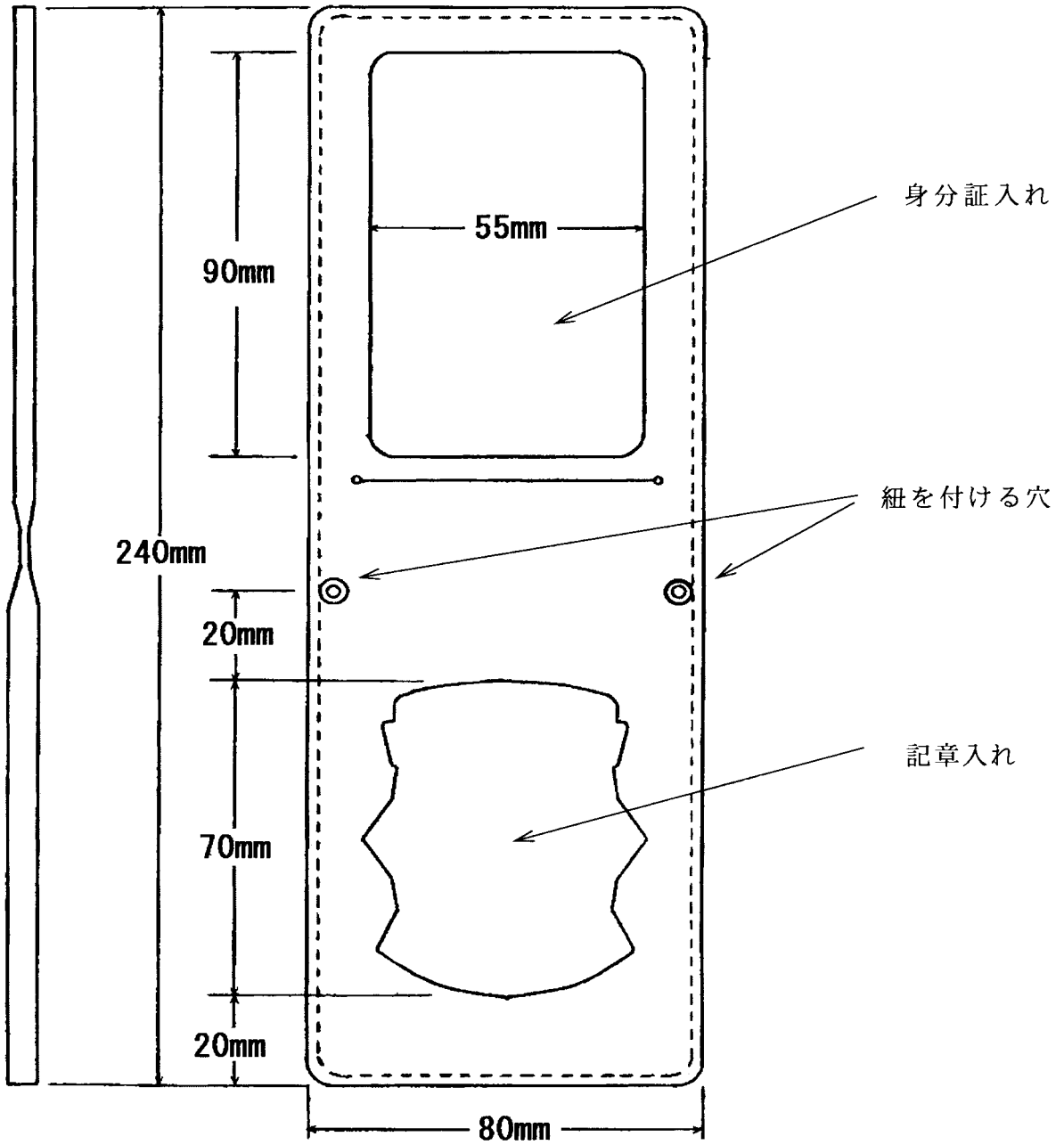
第 6 条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(返納)

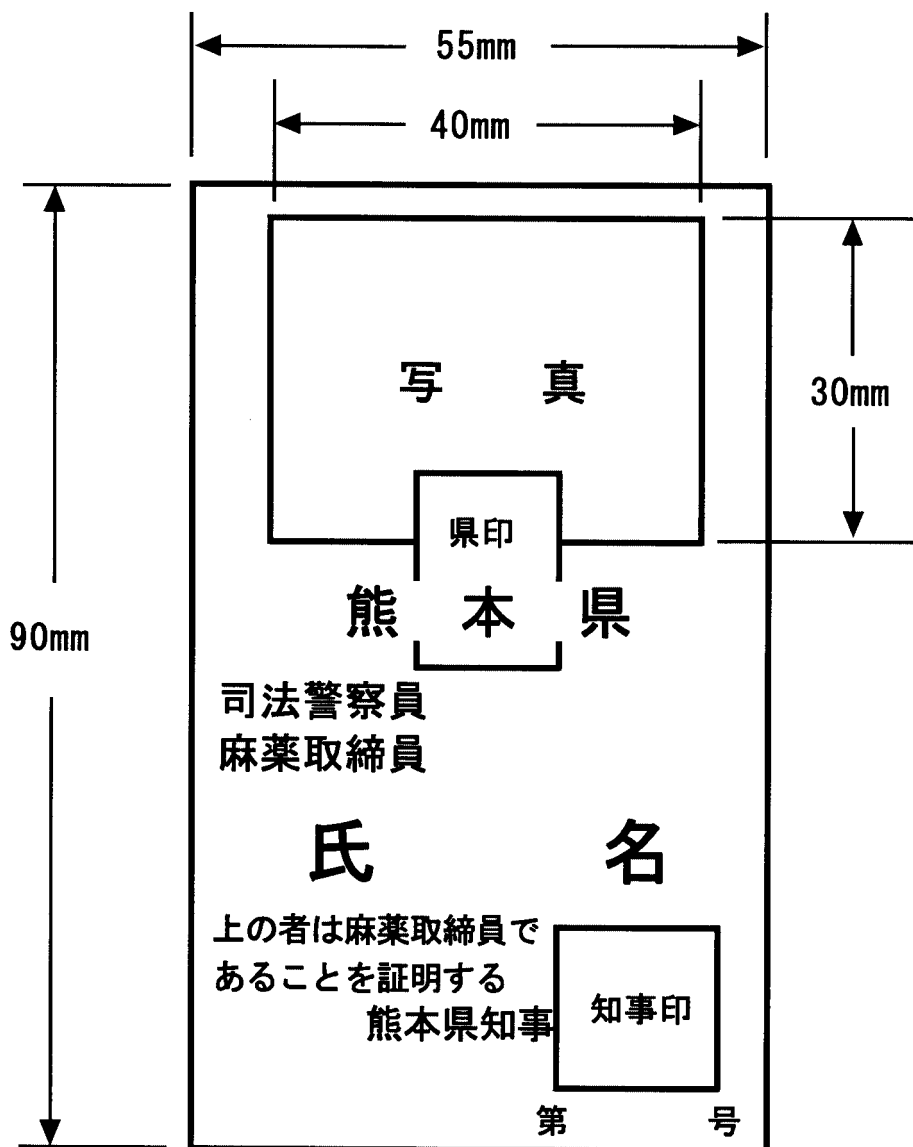
第 7 条 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、麻薬取締員証を直ちに知事に返納しなければならない。

別図 (第3条関係)

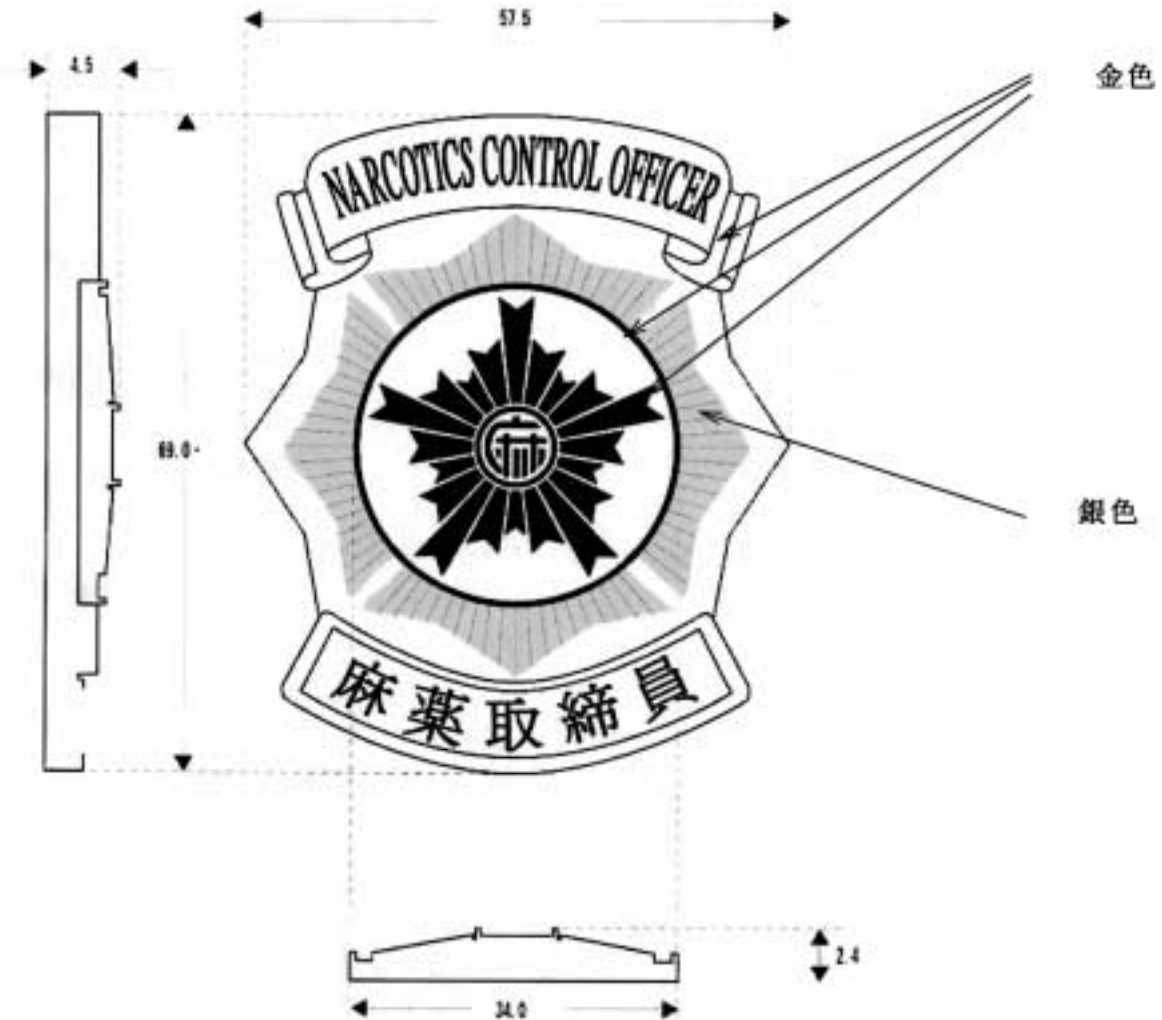
本体



身分証



記章



備考

- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、紐を付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、熊本県名を刻印し、知事印を押すものとする。ただし、当該写真を印刷した場合は、熊本県名を刻印することを要しない。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色で、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

附 則

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。